

青年彫塑会の第一回展開催後の活動情況は不明である。明治三十一年中に第二回展が開かれた形跡は無く、美術学校騒動の影響を受けて一旦解散の状態に陥ったようである。しかし、翌三十二年、塑造科が設置されるや、同会員らは新たに彫塑会を組織して活動を続けてゆくことになる。

第五節 明治三十一年

本年は春に岡倉校長の辞職および橋本雅邦らの連袂辞職等による大きな変動があった年であり、本年より年報の記述形式も変わる。職員任免に関する項目がなくなっているが、その部分については「職員辞令メモ」や「東京美術学校旧奉職者履歴書」等の記事をもつて補充する。

庶第三六號

本校明治三十一年年報別括及進達候也

明治三十二年三月七日

東京美術學校長心得久保田鼎

文部大臣伯爵樺山資紀殿

(年報目録は省略)

明治三十一年東京美術學校年報

甲款

〔解説〕
概況

年内ニ於ケル施設ノ要領及現状ハ左ノ如シ

九月學年ノ初メニ於テ西洋画科ニ木炭画教室一、及油絵教室一、彫刻科ニ塑造教室ヲ新設ス木炭画教室ハ西洋畫科ニ入ルベキ豫備ノ課程及西洋畫科第一年生ニ油絵ノ前修技巧トシテ木炭画ヲ習ハシムル為ナリ從來油絵科ハ一派ノ教授ノミナリシヲ改メテ他ノ一派ヲ入レテ油絵教室一ヲ増設シテ二室トナシタルニ依リ其前修技巧ノ木炭画ハ兩派ニ通スヘキヲ以テ別室ニ於テ教授スルカト整備スルガ故ニ之ヲ別設シタルナリ彫刻科ニ於イテハ從來塑造ヲ欠キタルヲ以テ如何ナル彫材ヲ用キルニモ偏通シテ純ヲ造形ノ技能ヲ長ズル最便ノ手法ナルガ故ニ之ヲ生徒ニ課スル要アルヲ以テ該科中ニ塑造教室ヲ新設シタルナリ以上新設ノ各教室爾來共ニ良績ヲ示シツ、アリ

規程

年内ニ於テハ教則規則ヲ制定又ハ改定シタルモノナシタゞ教授法内規ニ多少ノ改正アリタルト從來ノ制服制帽ヲ改正シタルコトアルノミ

設備

校地ハ建造物ノ増設ニヨリ漸ク狹隘ヲ感スルノ傾アリ校舎ノ大部分本校開設前ノ建築ニ依リテ教室ニ適セザルモノ多ク且ツ各科教室ノ整備ニ於テ大ニ狹隘ヲ感ズ年内ニ校舎ノ増築ナシ圖書及標本ハ逐年増加シ年内ニ於テモ多少ノ買入ナキニ非スト雖凡到底未タ須要ヲ充足スルニ至ラス尚完備ノ必要アリ

職員

教授ハ前年ニ比シテ員數ヲ増シ既ニ官制ノ定員ニ充テリ之レ主ト

シテ前項ノ木炭画^ニ油絵及塑造等教室ノ新設及ヒ他ノ各科ノ整備ヲ圖リタルニ由ル助教教授ハ前年ニ比シテ員數ヲ減シ定員ニ對スル略々半数ナリ其他囑託及雇教員事務員等ニハ著シキ移動ナシ三十二年度ニ於テ卒業スヘキ生徒ノ學術實驗指導ノ為メ七月中二週間教授一人助教一人書記一人ヲ京都及奈良ニ出張セシメ生徒ヲ督勵シテ其旅行ノ成績ヲ徴シタリ

職員補遺（「職員辭令メモ」より。）は「東京美術学校旧奉職者履歷書」等よりの補足記事である。

三十一年

二月二日 教授加納夏雄勲六等ニ叙シ瑞寶章ヲ賜ハル（同日死去）

三月五日 臨時雇佐々木木門藏依願雇ヲ解カル

（二十二日 校長岡倉寛三依願帝國博物館理事被免）

（二十九日 校長岡倉寛三非職を命ぜらる。同日、女子高等師範

学校長高嶺秀夫、本校校長兼務を命ぜらる。）

四月八日 鍛金科教場助手田雜五郎願ニ依リ解職セラレ

十四日 會計掛書記安井一匡ニ庶務掛主務兼勤ヲ、會計掛書記

高田松男ニ文庫掛主務及製作掛主務兼務ヲ、工場機械

掛雇羽田禎之進ニ兼庶務掛及教場掛ヲ、雇屋代鉞三ニ

教場掛兼庶務掛ヲ、雇玉田文作ニ教場掛兼庶務掛ヲ、

雇高木源四郎ニ庶務掛ヲ、雇齋藤一男ニ會計掛ヲ、雇

橋爪正芳、牧野彦太郎ニ文庫掛ヲ、雇野中銚太郎、能

勢頼行ニ製作掛ヲ、雇安田辰三郎ニ營繕掛ヲ命セラル

同日 助教教授六角注多良、劍持忠四郎依願（自己ノ便宜）本

官ヲ免セラル

十六日 後藤貞行、桜井正次依願解嘱セラル

二十二日 菱田三男治、山田忠蔵依願解嘱セラル

二十三日 教授橋本雅邦老年職務ニ堪ヘサル故ヲ以テ願ニ依リ

本官ヲ免セラル

四月 日 助教授新納忠之介、同西郷規、同横山秀鷹、同岡部覚

弥、同寺崎広業、同桜岡三四郎(以上四月二十五日辞

職)懲戒免官トナレリ

(二十八日) 助教授小堀桂三郎依願(論旨) 本官ヲ免セラル 助

教授関保之助依願(自己ノ便宜) 本官ヲ免セラル

二十八日 嘱託黒田清輝、東京府土族荒木寛敵本校教授ニ任セ

ラレ高等官六等ニ叙シ九級俸下賜セラル

三十日 教授磯野徳三郎、教授川崎千虎依願(論旨) 本官ヲ免

セラル

五月二日 森川清本校雇ヲ命セラレ月俸金拾五円給与文庫掛申付ケ

ラル

十日 平田惣之助へ鍛金科授業ヲ嘱託シ報酬トシテ一ヶ年金三

百五十円贈付セラレ、豊田兼吉へモ全授業ヲ嘱託シ隔日

出勤報酬一ヶ月金貳十円贈付セララル

(十一日) 田中後治本校助教授ニ任セラレ六級俸給与セララル

十二日 書記野田義守ニ会計主任ヲ命シ同時ニ主任収入官吏物

品会計官吏ヲ命セララル

十三日 研究科考案授業嘱託久保田鼎ニ幹事ヲ嘱託ス

同日 庶務掛高木源四郎ニ教務掛兼務ヲ命セララル

同日 教務掛主務大村西崖ニ庶務掛主務兼勤ヲ命セララル

二十日 島田友春本校助教授ニ任シ四級俸給与セララル

同日 長野県平民川上弘次郎本校雇ヲ命セラレ月俸金拾貳円

給与セララル

二十一日 雇川上弘次郎へ監視ヲ命セララル

二十七日 製作掛野中銚太郎、能勢頼行ニ会計掛ヲ命セララル

三十一日 前田健次郎依願解嘱セラル

六月一日 藤本萬作ノ雇ヲ解キ更ニ鍛金科教場助手ヲ嘱託シ報酬ト

シテ一ヶ月金拾五円(隔日出勤) 贈付セラレ、又、中村

勝治郎ノ雇ヲ解キ更ニ西洋画科教場助手ヲ嘱託シ報酬一

ヶ月金十五円贈付セララル

四日 助教授下村晴三郎依願(論旨) 本官ヲ免セラル

九日 教授岡崎雪声依願(論旨) 本官ヲ免セラル

三十日 帝国博物館技手溝口禎二郎へ授業用粉本模写監督ヲ嘱

託シ報酬トシテ一ヶ月金拾五円贈付

七月一日 羽田禎之進ノ雇ヲ解キ更ニ体操授業ヲ嘱託シ報酬一カ月

金貳十円贈付セララル

四日 久保田鼎ノ嘱託報酬一ヶ年金六百元ニ進ム

同日 雇安田辰三郎ノ月俸金拾円ニ進ム

同日 嘱託羽田禎之進教務掛兼庶務掛兼勤ヲ命セララル

同日 助教授向井繁太郎五級俸ニ進ム

六日 嘱託森林太郎五級俸ニ進ム

同日 漆工科教場助手野口吉五郎ノ日給七十銭ニ進ム

七日 屋代鉞三本校書記ニ任シ八級俸給与セララル

十一日 彫刻家長沼守敬、西洋画家浅井忠本校教授ニ任シ高等

官六等ニ叙シ九級俸下賜セラル

同日 彫刻家藤田文蔵ニ本校彫刻科授業ヲ囑託シ報酬一ヶ年

金六百円贈付セラル

十九日 教授石川光明高等官七等ニ叙セラレ九級俸下賜セラル

二十九日 雇能勢頼行、同高木源四郎依願解雇セラル

同日 教授香川勝廣ノ年俸教務上ノ都合ニ依リテ金(百)

円ニ減セラル(もとは五百円)

八月五日 小阪力松本校助教任セラレ六級俸給与セラル

十日 書記高田松男六級俸ニ進ム

十二日 山名貫義本校教授ニ任シ高等官六等ニ叙セラレ九級俸

下賜セラル

十三日 囑託久米桂一郎本校教授ニ任セラレ高等官六等ニ叙セ

ラレ九級俸下賜セラル

二十日 大島威造ニ本校雇ヲ命シ月俸金拾五円給与セラレ会計

掛申付ケラル

二十四日 教授川端玉章、高村光雲高等官五等ニ叙セラレ八級

俸下賜セラレ、教授竹内久一高等官七等ニ陞叙セラ

レ九級俸下賜セラル

二十九日 雇玉田文作依願解雇セラル

三十一日 囑託塩田力蔵願ニ依リ解雇セラル

九月二日 臨時雇高倉守邦ノ月俸十五円ニ進ム

十日 教授石川光明正七位ニ叙セラル

二十六日 黒岩倉吉本校雇ヲ命セラレ月俸金拾五円給与、彫刻

科教場助手兼教務掛ヲ命セラル

三十日 囑託溝口禎二郎ニ文庫掛ヲ兼嘱ス

十一月七日 書記高田松男ノ文庫掛主務ヲ免シ雇森川清ニ同主務ヲ

命セラル

二十四日 臨時雇高倉守邦西郷銅像建設掛ノ任務終了ニ付依

願解雇セラル

二十七日 書記野田義守勲八等ニ叙シ瑞寶章ヲ授ケラル

十二月十三日 高等師範学校付属音楽学校教授上原六四郎ニ応用化

学授業ヲ一週三時囑託シ報酬一ヶ年金參百円贈付セラル

十九日 雇斎藤一男、同森川清ノ月俸二十円ニ進ム

同日 囑託本田幸之助、同羽田禎之進ノ報酬一ヶ月金二十

五円ニ進ム

(同二十二日 久保田鼎教授を兼任、高嶺秀夫本校校長兼任を免ぜられ、久保田鼎校長心得となる。)

生徒

生徒ノ操行及學力入學者ノ學力ノ程度年齢生徒ノ健康等前年ニ比

シテ著シキ差異ナキモ教課ノ設備上彫刻科ニ於テ塑造ヲ課シ種

豫備ノ彫塑ヲ專ラ塑造トシテ其技巧ヲ鑄金、鍛金、彫金ノ各科ニ

通ゼシメマタ鑄、鍛、彫金科ノ生徒ニ造形技能修養ノ為塑造ヲ旁

修セシメ甲種豫備ノ課程生徒中西洋画志望者ニ初メヨリ洋画ノ木

炭画ヲ課シタル為成績上進歩ヲ認ム

西洋畫正科生徒ノ數前年ニ比シテ著シキ増員アリタルハ主トシテ

豫備ノ課程ヨリ同科へ入ル生徒ノ逐年増加スルニ由リ又同撰科ノ

前年ニ比シテ著シキ増加ヲ示セルハ前項概況中ニ記シタル油絵教室ノ新設ニ依ル然レモ總計人員ニ於テ著シキ差違ナキハ豫備ノ課程へ入學者ノ少ナキト工藝科へ入りタルモノ、減ゼシヲ以テナリ中途退學者ハ前年ニ比シテ増セリ之レ多クハ家事ノ係累ニ依ル本校生徒ハ皆通學ナルヲ以テ從ヒテ寄宿生ニ関スル狀況ハ記スヘキコトナシ

將來施設上緊要ト認ムル件

校舍ノ狹隘ト不適當トハ前項設備ノ中ニ記シタル如クナルヲ以テ校舍改築ノ必要ハ年ヲ逐フテ迫リ來ルヲ認ム

本校ニハ未タ雨天体操場ノ設置ナシク速ニ設置ヲ要ス

圖書標本等ハ殊ニ未タ不備ナルヲ以テ漸々増備スルノ必要アリ

助教授ノ不足ハ教課上最欠典トスル所ナルヲ以テ之レヲ充スガ為

メニ費用ノ定額ヲ増スヲ必要トス

從來學生費ノ少額ナルガ為メニ生徒ヲシテ修學旅行ヲ為サシムル

コト充分ナル能ハズ從ヒテ實際ノ見聞ヲ廣クシテ良績ヲ擧ゲシ

メ難シヨリテ其増額ノ必要ヲ認ム

雜件

十月廿四日生徒成績物差出スベキ旨東園侍從本校へ臨マレ達セラレタルヲ以テ繪畫其他十七点ヲ天覽ニ供シタルニ御買上ニナリタルモノ三点アリ

明治三十一年東京美術學校年報甲號表
一 教官及事務官表 明治三十一年十二月末調

任 判		任 奏										種 別													
六級俸	書記	五級俸		四級俸		合 計	八 等		七 等		六 等		五 等		六 等		人員	俸給年額	人員	俸給年額	華族	士族	平民	計	
		計	書記	助教授	計		助教授	計	教授	計	教授	計	教授	計	教授	計									校長心得
三		二		二	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二										
一、二六〇		九六〇		九六〇	五四〇	五四〇	六〇〇	六〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇		円									
一	一	一	一			一									一										
四二〇	四二〇	四八〇	四八〇												一										
一	一	一	一			一																			
三	三	二		二	一	一	二	二	二	二	二	五	二	二	一										
四	四	三	一			一	二	二	二	二	二	二	二	二	一										

總計	合計	九級俸		八級俸		七級俸	
		計	書記	計	助教授	計	助教授
二八	一〇	一	一	一	一	一	一
二八	一〇	一	一	一	一	一	一
一九、四〇〇	四、五〇〇			三〇〇	三〇〇	一、四四〇	一、四四〇
三一、一四〇	三一、一四〇	二四〇	二四〇				
一一一、二二二	五一〇、一五	一	一	二	二	四	四

備考 ×印ハ他官廳ヨリ兼務者、△印ハ文部省部内ヨリ兼務者、。印ハ本校教授中ヨリ兼務者ヲ示ス

二 嘱託員表 明治三十一年十二月末調

種別	人員	報酬年額
嘱託講師	一	三、九六〇円
全教員	七	二、三九〇
總計	八	六、三五〇

備考 。印ハ臨時報酬ノモノ ×印ハ事務へ兼務ノモノヲ示ス

三 雇員及傭人表 明治三十一年十二月末調

種別	人員	月俸額
月俸拾貳円以上ノモノ	×一	一五円

總計	校丁	小使	木彫職	彫金職	鑄金職	指物職	經師職	總計	事務雇			
									全未滿ノモノ	月俸拾貳円以上ノモノ	無給ノモノ	日給ノモノ
二〇	九	五	一	一	二	一	一	二	一	一	一	二
一五八	五二	三八	一四	一〇	二三	一五	六	一五八	一〇七	九七	六九	五四
三三四	一〇七	三八	一四	一〇	二三	一五	六	三三四	一〇七	九七	六九	五四

備考 ×印ハ事務へ兼務ノモノ、。印ハ他廳ヨリ兼務ノモノヲ示ス
四 非職員表 明治三十一年十二月末調

階級	人員
階級	一人
奏任官	一人
判任官	一人
總計	二人

二 本年生徒卒業後ノ狀況 明治三十一年十二月末調

種別	繪畫科		圖案科	彫刻科	美術工藝科				撰科	合計
	日本 画科	西洋 画科			彫金科	鍛金科	鑄金科	漆工科		
官吏			一						一	
學校教員									一	
自家營業								六	一	
兵役								二		
會社								一		
研究科	二		一					一		
入學								一		
總計	一三		二					七	二九	六

(丙号表 土地表、建物表、乙款 資金、入学金授業、材料、経費、歳入歳出、丁号表 経費表、資金、備品価格表は省略し卷末表中にまとめた。)

解説

1 概況(教育改革)

岡倉校長辭職と連袂辭職があつた後、西洋美術(繪画、彫刻)の教育体制拡充を骨子とする諸改革が急進せられ、明治三十一年七月には新しい教育法が定まり、九月の新学期から実施された。これについて『東京美術学校一覽 從明治三十二年 至明治三十三年』には次のように記されている。

沿革

〔上略〕三十一年三月二十九日高嶺秀夫代リテ校長タリ同年七月授業ノ方法ヲ改正シ日本畫科及彫刻科分期教授ノ制ヲ廢シテ日本畫科ノ實技ヲ

臨摸、寫生、新按ノ三部トシ彫刻科ノ實技ヲ木彫及塑造ノ二部トシテ之レヲ修メシメ又西洋畫科ニ油畫教室一及木炭畫教室ヲ新設シ豫備乙種ニ課スル彫塑ヲ專ラ塑造トシ其繪畫ヲ洋畫ノ素描トシ豫備甲種ノ繪畫ハ日本畫、圖按、及漆工科ニ入ルベキモノニ日本畫ヲ課シ西洋畫科ニ入ルベキモノニ洋畫ノ素描ヲ課スルコト、シ圖按科ニ水彩畫ヲ旁修セシメ鑄金、彫金及鍛金科ニ塑造ヲ併課ス同年十二月二十二日久保田鼎代リテ校長心得ナル〔下略〕

改革は一般の注目するところであり、各紙がこれを取り上げたが、特に『美術評論』の記事は史料的价值があるので、左記に掲載しておく。既述のように同誌の主宰者は無記庵こと大村西崖で、彼は『密教發達史』自叙にも記しているとおり、改革推進の中心人物であつた。したがつて、左の記事は改革の内容をよく伝えているが、多少我田引水の感のある点は注意を要する。

○東京美術學校は、次の學年より教課を改良し、古代各期の風に依リ教室を分ちて日本畫及彫刻を教ふることを廢め、彫刻に塑造の教室を設くるなど、改良の主なるものならむといふ。共に喜ぶべきことなり。製作の依頼に應ずることをも、多くは爲さざるべしと聞く。

○和歌山縣下の古社寺寶物の破損は、岡倉前美術學校長の斡旋にて、同校卒業生中の一部の人が修繕に従事すべしといふ。

(『美術評論』第十二号。明治三十一年六月)

時 事

○東京美術學校にては、去る五月中、製作掛を廢し、一時依頼製作の事